ご存じですか？

インプラント治療における医療費控除について

インプラント治療は、
健康保険の対象ではありませんが、治療に掛かった費用は
『医療費控除』の対象になります。
インプラント治療は、大切に使えば長期にわたり、
お口の中をしっかり支えてくれる大切な治療です。
有効な治療を少しでも費用負担を軽減し選択していただくため、
この制度の概要をご紹介いたします。

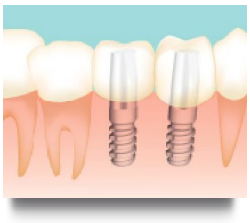

●『医療費控除』とは？

医療費控除は、一年間に医療機関に支払った医療費が10万円以上だった場合（上限は200万円／年収によっては10万円以下でも対象になります）にその医療費が税金の還付対象になる制度です。この制度を利用すると、 高額になってしまった年の医療費の負担を軽く（場合によっては半分以下に）することができます。さらに医療費控除では、本人だけでなく、家族のために支払った医療費も控除の対象となります。以下に当てはまる場合、医療費控除の対象となります。

Point

① 納税者が、本人または自分と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
② その年の１月１日から12月31日までに支払った医療費であること。
③ 10万円以上の医療費であること。

●控除金額はどのくらい？

控除される金額は下の計算方法で算出されます。

Point

医療費控除額 ＝ 医療費の合計額 － 保険金などで補填される金額 － 10万円（※所得が200万円以下の場合は所得の5%）

控除額は所得税率が高いほど高くなります。つまり高額所得者ほど医療費控除で還ってくる金額が多くなる仕組み。実際にはどのくらい還付されるのでしょう。課税所得別に見た医療費控除還付金について、100万円医療費がかかったものと想定し、一例を表にしました。課税所得が高いほど還付金額の割合も高く、実質の医療費が割安となっているのがおわかりいただけます。

■医療費控除の還付金の一例（医療費が100万円の場合・単位：円）

医療費	課税所得	税金（所得税+住民税） 通常	控除後	還付金額	実質医療費	
1,000,000	6,000,000	1,370,000	1,070,000	**300,000**	700,000	70%
	8,000,000	2,000,000	1,670,000	**330,000**	670,000	67%
	10,000,000	2,760,000	2,330,000	**430,000**	570,000	57%
	20,000,000	7,200,000	6,700,000	**500,000**	500,000	50%